

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第39号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成19年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（留学費用）</p> <p>第3条 留学費用償還条例第2条第3項の規則で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 留学に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>(3) 略</p>	<p>（留学費用）</p> <p>第3条 留学費用償還条例第2条第3項の規則で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 留学に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>(3) 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則第3条第2号の規定の適用については、同号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則第3条第2号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこ

れに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。)を含むものとする。